

新スポ協第411号
令和3年8月26日

国体実施競技団体事務局長 様
国体実施競技団体強化総括責任者 様

公益財団法人新潟県スポーツ協会
事務局長 細貝 和司

競技水準向上対策事業における強化練習・合宿の取扱いについて（通知）

令和3年8月23日付け教保第387号で県保健体育課から県立学校長あて別紙のとおり通知がありましたので、競技水準向上対策事業における強化練習・合宿においてもこれに準じ、下記のとおりお取り扱いください。

なお、この取り扱いは少年種別に限らず、成年種別においても準用してください。

記

1 感染対策の徹底

県内の週当たりの新規感染者数が直近の4週間で4倍に増加し、学校内において多くの生徒の感染が確認されていることから、三密回避、手指の消毒、マスクの着用、県外在住者との接触禁止等、これまで以上に感染対策を徹底してください。

2 活動時の注意事項

近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動について、実施する回数や時間を最小限とし、身体活動を伴わない時間帯においてはマスクの着用を徹底してください。

3 接触機会の見直し

公式大会等への参加を除き、できるだけ参加者を絞ることや実施回数を見直すなど、接触の機会を減らしてください。

また、感染拡大が顕著な地域（特別警報が発令されている地域や、域内で感染が拡大している地域）との往来は避けてください。

4 所属長等の事前了解

強化練習・合宿等を行う際は、選手等の所属長及び保護者等の理解と同意を得たうえで実施してください。

競技スポーツ課長 木村

TEL 025-287-8600 FAX 025-287-8601

E-mail kimura@niigata-sports.or.jp



教保第 387 号
令和 3 年 8 月 23 日

県立学校長 様

保健体育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和 3 年 8 月 23 日時点）

このことについては、令和 3 年 7 月 19 日付け教保第 326 号で通知したところですが、県内の週当たりの新規感染者数は直近の 4 週間で約 4 倍に増加し、県立高等学校および中等教育学校においても、多くの生徒の陽性が確認されるなど、デルタ型などの、非常に感染力が強い変異株への感染を防止するため、最大級の警戒が必要な状況にあります。

については部活動において、これまで以上に感染対策を徹底し、感染症対策と部活動との両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保するため、上記通知（教保第 326 号）の内容に加え、下記のとおり対応願います。

なお、通知の内容については、国の動向や県内外の感染状況等の変化に応じ、今後も随時、時点更新することを承知願います。

記

- 部活動では、それぞれの活動の特性に応じた感染防止策が必要になることから、各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。
- 運動部では、近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また、身体活動を伴わない時間帯はマスク着用を徹底し、練習開始時や終了時の挨拶、活動中の応援等についても、極力発声を控えること。
- 文化部では、これまで吹奏楽や合唱活動等による感染拡大事例が複数件確認されていることを踏まえ、特に管楽器演奏や発声を行う活動について、実施する回数や時間を必要最小限とすること。また活動全体において、例えば人と人との距離について、ガイドラインに示された基準を上回る距離を確保するなど、より慎重な対応を行うこと。
- 公式大会等への参加を除く他校との交流（練習試合や合同練習等）については、移動や食事の際の感染リスクを低減させるため、できるだけ近隣校同士の交流に限定することとし、参加校を減らすなど規模を縮小するとともに、実施する回数や時間については必要最小限とすること。特に感染拡大が顕著な地域（特別警報が発令されている地域や、域内の学校で感染が拡大している地域等）については、原則、地域内の学校との交流に限定すること。
- 他校との交流を行う際、校長は、各部活動顧問から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断すること。

【担当】

学校体育指導係
副参事 志田 哲也
TEL 025-280-5624



教保第 326 号
令和 3 年 7 月 19 日

県立学校長 様

保健体育課長

部活動実施上の留意事項について（通知）
（令和 3 年 7 月 19 日時点）

このことについては、令和 3 年 7 月 8 日付け教保第 304 号で通知したところですが、県内の新規感染者数の増加に伴い、県独自の警報が再度発令され、また近隣県を含む他都道府県の新規感染数も増加傾向に転じていることから、感染防止対策を強化する必要があります。

については、部活動による感染を防止するため、当面の間、下記のとおり対応願います。
なお、通知の内容については、県内外の感染状況の変化に応じ、今後も随時、時点更新することを承知願います。

記

- 感染防止対策を徹底すること。特に活動場所や更衣室等での三密（密閉、密集、密接）を避け、活動前後や休憩中はマスクの着用や手洗いを徹底すること。
- 発熱等の風邪症状がある生徒は参加させないこと。
- 休養日の設定や活動時間については、「新潟県部活動の在り方に係る方針」を遵守すること。
- 練習試合や合同練習は、県内の学校とのみ行うことができる。ただし、移動時はマスクの着用等、感染防止を徹底すること。
- 県外への遠征及び県外の学校との交流は、高体連、高野連、高文連及び競技団体、文化団体主催の、全国あるいはブロック大会及びコンクール、発表会への参加に限る。
- 県外大会等に参加する場合は、移動や宿舎での時間を含め、感染防止を徹底すること。また、遠征後 2 週間程度は、参加生徒及び引率教員の健康観察を丁寧に実施し、体調が悪いと感じたら速やかに受診すること。
- 協会主催の国体選考会等、県外在住の一般競技者が出場する大会への参加については、出場時間帯や会場内の動線等が明確に分けられているかなど、十分な感染防止策が講じられていることを事前に確認し、校長の許可を得た上で参加することができる。
- 県外在住のコーチ等を招いての活動や、県外から帰省してきた卒業生等との交流や合同練習は行わないこと。
- 活動前後に生徒同士で会食することは控えること。また、昼食については、三密を避けるとともに、会話をせず、短時間で済ませること。

【担当】

学校体育指導係
副参事 志田 哲也
TEL 025-280-5624